

一 五十五歳に達したとき（特定障害状態にあるときを除く。）。

二 特定障害状態になり、又はその事情がなくないつたときは（五十五歳以上であるときを除く。）。

第八条の三 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者によって後順位者があるときは、次順位者を先順位者とする。

前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

2 同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

3 第八条の二第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

第九条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において、次の各号の一に該当する者とする。

（遺族補償一時金）

一 非常勤消防団員等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 非常勤消防団員等の収入によつて生計を維持していたものとする。

三 前二号に掲げる者以外の者で主として非常勤消防団員等の収入によつて生計を維持していたものとし、同二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

五 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにおいては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

六 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第七条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

一 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

三 第九条の三 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

（葬祭補償）

第六条 第九条第一項第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）四百倍

二 第九条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当时十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族 七百倍

三 第九条第一項第一号、第二号又は第四号に該当する者 千倍

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

五 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにおいては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

六 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第七条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

一 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

三 第九条の三 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

（葬祭補償）

一 第九条第一項第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）四百倍

二 第九条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当时十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族 七百倍

三 第九条第一項第一号、第二号又は第四号に該当する者 千倍

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

五 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにおいては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

六 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第七条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

一 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

三 第九条の三 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

（葬祭補償）

第六条 第九条第一項第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）四百倍

二 第九条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当时十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族 七百倍

三 第九条第一項第一号、第二号又は第四号に該当する者 千倍

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

五 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにおいては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

六 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第七条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

一 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

三 第九条の三 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

（葬祭補償）

第六条 第九条第一項第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）四百倍

二 第九条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当时十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族 七百倍

三 第九条第一項第一号、第二号又は第四号に該当する者 千倍

（第十一条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、葬祭補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」といふ。）の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が

あるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(年金たる損害補償の支給期間等)

第十三条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受けれる権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しないものとする。

3 年金たる損害補償は、毎年一月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支給するものとする。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であつても、支給するものとする。

(死亡の推定)

第十四条 行方不明となつた非常勤消防団員等の生死が三箇月間わからぬ場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となつた日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

(未支給の損害補償)

第十五条 損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当时その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の方）に、これを支給するものとする。前項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族補償年金については、第八条第三項に規定する順序）とす。

3 第一項の規定による損害補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(年金たる損害補償等の支給額の調整)

第十六条 年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給された

ときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給されるべき年金たる損害補償の内払とみなすことができるものとする。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第十七条 公務、消防作業等又は救急業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に關し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。同一の傷病に關し、休業補償を受けている者は傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

2 公務、消防作業等又は救急業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に關し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

2

第十八条 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の責を免かれるものとする。

第十九条 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合による損害補償は、当該非常勤消防団員が非常勤消防団員である場合においては、損害補償の請求権を取得するものとする。

2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合によつて生じた場合において、損害補償を受けべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責を免かれるものとする。

2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合による損害補償は、当該非常勤消防団員が非常勤消防団員である場合においては、損害補償の請求権を取得するものとする。

(補償の免責及び求償権)

第二十一条 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の責を免かれるものとする。

第二十二条 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合による損害補償は、当該非常勤消防団員が非常勤消防団員である場合においては、損害補償の請求権を取得するものとする。

2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合によつて生じた場合において、損害補償を受けべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責を免かれるものとする。

2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合による損害補償は、当該非常勤消防団員が非常勤消防団員である場合においては、損害補償の請求権を取得するものとする。

障害等級額

第一級 補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額

第二級 補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額

第三級 補償基礎額に九二〇を乗じて得た額

第四級 補償基礎額に七九〇を乗じて得た額

第五級 補償基礎額に六七〇を乗じて得た額

第六級 補償基礎額に五六〇を乗じて得た額

第七級 補償基礎額に四二〇を乗じて得た額

第八級 補償基礎額に二〇〇を乗じて得た額

第九級 補償基礎額に一一〇を乗じて得た額

第十級 補償基礎額に九〇を乗じて得た額

第十一級 補償基礎額に七九を乗じて得た額

第十二級 補償基礎額に六七を乗じて得た額

2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合によつて生じた場合において、損害補償を受けべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責を免かれるものとする。

2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合によつて生じた場合において、損害補償を受けべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責を免かれるものとする。

2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合によつて生じた場合において、損害補償を受けべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責を免かれるものとする。

2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合によつて生じた場合において、損害補償を受けべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責を免かれるものとする。

附 則

(施行期日)
第一条 この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第二条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第三条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第四条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第五条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第六条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第七条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第八条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第九条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第十条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第十一条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

第十二条

この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基盤法（昭和三十一年法律第二百七号）施行の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限り、(一)に支給されるべき遺族補償年金の額二、当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額。

前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して一年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第九条の二、第九条の三又は第十五条の規定の適用については、第九条の二第二号及び第九条の三第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第十五条第一項中「遺族補償年金」金については、当該遺族補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第二条の二 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した非常勤消防団員等の遺族に対する第八条及び第八条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第八条第一項第一号及び第三号並びに第八条の三第一項第六号

中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる文句とする。

昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	昭和六十一年十月一日から昭和六十二年五月三十日まで	昭和六十二年十月一日から昭和六十三年五月三十日まで	昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで
歳五十五	歳五十六	歳五十七	歳五十八

中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる文句とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年五月三十日まで

昭和六十二年十月一日から昭和六十三年五月三十日まで

昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで

平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで
歳五十九	歳五十九	歳五十九	歳五十九
昭和六十年十月一日から平成元年九月三十日まで	昭和六十年十月一日から平成元年九月三十日まで	昭和六十年十月一日から平成元年九月三十日まで	昭和六十年十月一日から平成元年九月三十日まで
歳五十五	歳五十六	歳五十七	歳五十八
昭和六十一年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	昭和六十一年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	昭和六十一年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	昭和六十一年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで
歳五十五	歳五十六	歳五十七	歳五十八

平成二年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳未満
前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第八条第一項(第一項において読み替える場合を含む)に規定する遺族のうちには、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。	母を後にする。	母を後にする。
第二次の表の上欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該非常勤消防団員等の死の当时、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第八条第一項第四号に規定する者であつて第八条の三第一項第六号に該当するに至らないものを除く)は、第八条第一項(前項において読み替えられる場合を含む)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第八条の二第一項中「遺族補償年金を受けうることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第二条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族)」とされる。	母を後にする。	母を後にする。
第三次 条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金に該当するに至らぬものを除く。)は、第八条第一項(前項において読み替えられる場合を含む)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第八条の二第一項中「遺族補償年金を受けうことができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第二条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族)」とされる。	母を後にする。	母を後にする。
第四条 第二項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止するものとする。ただし、前条第一項から第八項までの規定の適用を妨げるものではない。	母を後にする。	母を後にする。
第五条 第二項に規定する遺族に対する第十五条の規定の適用については、同条第二項中「第八条第三項」とあるのは、「附則第二条の二第三項」とする。	母を後にする。	母を後にする。
(他の法律による給付との調整)	母を後にする。	母を後にする。

十一一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第五項の表において「障害基礎年金」という。)	二二(一)・八〇・八〇	二二(一)・八〇・八〇	二二(一)・八〇・八〇
前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第八条第一項(第一項において読み替える場合を含む)に規定する遺族のうちには、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。	母を後にする。	母を後にする。	母を後にする。
第二次の表の上欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該非常勤消防団員等の死の当时、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第八条第一項第四号に規定する者であつて第八条の三第一項第六号に該当するに至らないものを除く)は、第八条第一項(前項において読み替えられる場合を含む)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第八条の二第一項中「遺族補償年金を受けうことができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第二条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族)」とされる。	母を後にする。	母を後にする。	母を後にする。
第三次 条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金に該当するに至らぬものを除く。)は、第八条第一項(前項において読み替えられる場合を含む)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第八条の二第一項中「遺族補償年金を受けうことができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第二条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族)」とされる。	母を後にする。	母を後にする。	母を後にする。
第四条 第二項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年金に該当するに至らぬものを除く。)に規定する遺族に対する第十五条の規定の適用については、同条第二項中「第八条第三項」とあるのは、「附則第二条の二第三項」とする。	母を後にする。	母を後にする。	母を後にする。
(他の法律による給付との調整)	母を後にする。	母を後にする。	母を後にする。

五 償年金（第十二条の二に規定する公務上の災害に係るも	遺族補償厚生年金保険法による遺族年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項において「遺族基礎年金」という。）	〇・八
六 償年金（第十二条の二に規定する公務上の災害に係るも	〇・八	一 傷病補償一 障害厚生年金等

七 〇・八	一 傷病補償一 障害厚生年金等	〇・八八
八 〇・八八	一 傷病補償一 障害厚生年金等	〇・八八
九 〇・八三	一 傷病補償一 障害厚生年金等	〇・八八
十 〇・八九	一 傷病補償一 障害厚生年金等	〇・八九

十一 〇・九二	二 傷病補償一 障害厚生年金等	一 傷病補償一 障害厚生年金等	一 傷病補償一 障害厚生年金等	二 障害基礎年金（当該障害について平成二十四年の傷病等が支給される場合を除く。）
十二 〇・九一	二 傷病補償一 障害厚生年金等	一 傷病補償一 障害厚生年金等	一 傷病補償一 障害厚生年金等	二 障害基礎年金（当該障害について平成二十四年の傷病等が支給される場合を除く。）
十三 〇・九〇	二 傷病補償一 障害厚生年金等	一 傷病補償一 障害厚生年金等	一 傷病補償一 障害厚生年金等	二 障害基礎年金（当該障害について平成二十四年の傷病等が支給される場合を除く。）

十四 〇・八四	一 遺族基礎年金等	二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年の障害等が支給される場合を除く。）	一 遺族厚生年金等	一 遺族厚生年金等	二 障害基礎年金（当該障害による障害共済年金が支給される場合を除く。）
十五 〇・八五	一 遺族基礎年金等	二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年の障害等が支給される場合を除く。）	一 遺族厚生年金等	一 遺族厚生年金等	二 障害基礎年金（当該障害による障害共済年金が支給される場合を除く。）
十六 〇・八六	一 遺族基礎年金等	二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年の障害等が支給される場合を除く。）	一 遺族厚生年金等	一 遺族厚生年金等	二 障害基礎年金（当該障害による障害共済年金が支給される場合を除く。）

で除して得た額を控除した残額を下回る場合に は、当該残額）を支給するものとする。	旧船員保険法による障害年金 旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金
7 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三 十八号）の規定による児童扶養手当又は特別児 童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九 年法律第二百三十四号）の規定による特別児童扶 養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改 正法附則第九十七条第一項の規定により支給す る福祉手当が支給されている場合において、こ れらの手当の支給を受ける者はこれら手当の支 給の対象となる児童（これらの手当の支給 を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償 を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に掲げる給付とみなしたならば、これら 手当の全部又は一部が支給されないこととなる ときは、当分の間、この政令の規定による年金 たる損害補償の各月分の額から総務省令で定め る場合の区分に応じ総務省令で定める額を控除 した残額を当該各月分の額として支給するもの とする。	○・八九 ○・七五
二 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又 は非常勤水防団員に係るものである場合 児 童扶養手当法第十三条の二第一項第一号から 第三号まで若しくは第二項第一号に定める給 付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法 律第三条第三項第二号若しくは第十七条第一 号（国民年金等改正法附則第九十七条第二項 において準用する場合を含む。）に定める給 付	二 当該年金たる損害補償が消防作業従事者、 救急業務協力者又は水防従事者に係るもので ある場合 児童扶養手当法第十三条の二第一 項第四号又は第二項第二号に定める給付
（東日本大震災に係る死亡の推定の特例）	（葬祭補償の額に関する暫定措置）
第五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北 地方太平洋沖地震による災害により行方不明とな った者の生死が三箇月間分からない場合又は その者の死亡が二箇月以内に明らかとなり、か つ、その死亡の時期が分からぬ場合には、第	相当する額を葬祭補償の額とする。

十四条（附則第一条の二第四項において読み替 えて準用する場合を含む。）の規定の適用があ る場合を除き、死亡に係る給付の支給に関する 規定の適用については、同日に、その者は死 亡したものと推定する。	（施行期日） 五号
（この政令は、昭和三十二年八月十日から施行 する。）	（施行期日） 一 （この政令は、昭和三十二年八月十日から施行 する。）
（経過措置）	（経過措置）
2 昭和三十二年八月十日前に発生した事故によ り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又 は当該事故による負傷若しくは疾病により死亡 し、若しくは障害の状態となつた非常勤消防団 員若しくは消防作業従事者又はそれら者の遺 族若しくは被扶養者に係る損害補償について は、なお、從前の例によるものとする。	2 昭和三十二年八月十日前に発生した事故によ り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又 は当該事故による負傷若しくは疾病により死亡 し、若しくは障害の状態となつた非常勤消防団 員若しくは消防作業従事者又はそれら者の遺 族若しくは被扶養者に係る損害補償について は、なお、從前の例によるものとする。
附 則（昭和三十五年一二月二六日政令第 三〇九号）抄	附 則（昭和三五年一二月二六日政令第 三〇九号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、この政令 による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補 償の基準を定める政令第一条、第六条第一項、 第四項、第五項及び第六項、第十一條、第十二 条第一項及び第三項、第十三條並びに別表第 二、別表第三及び別表第四の規定は、昭和三十 五年四月一日から適用する。	1 この政令は、公布の日から施行し、この政令 による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補 償の基準を定める政令第一条、第六条第一項、 第四項、第五項及び第六項、第十一條、第十二 条第一項及び第三項、第十三條並びに別表第 二、別表第三及び別表第四の規定は、昭和三十 五年四月一日から適用する。
（施行期日） 六号	（施行期日） 八号
附 則（昭和三七年三月二六日政令第六 号）	附 則（昭和四一年四月四日政令第一〇 号）
（この政令は、昭和三十七年四月一日から施行 する。）	（この政令は、昭和四十年四月一日から施行す る。）
（経過措置）	（損害補償の経過措置）

2 昭和四十二年十一月三十日までの間における 新令第九条の三の規定の適用については、同条 中「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律 第一百二十一号）第三十八条」とあるのは、「國 家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九 十一号）第十七条の六」とする。	（適用）
（この政令は、昭和三十九年四月十日から施行 する。）	（施行期日） 九号
（この政令は、昭和三十九年四月十日から施行 する。）	（施行期日） 一 （この政令は、昭和三九年三月三〇日政令第四 号）
（経過措置）	（経過措置）
2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の 基準を定める政令及び消防団員等公務災害補償 等級基準施行令の規定は、昭和三十九年四 月十日以後において発生した事故による救急業 務協力者に係る損害補償について適用する。	2 改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の 基準を定める政令及び消防団員等公務災害補償 等級基準施行令の規定は、昭和三十九年四 月十日以後において発生した事故による救急業 務協力者に係る損害補償について適用する。
附 則（昭和四〇年三月二五日政令第四 号）	附 則（昭和四〇年三月二五日政令第四 号）
（この政令は、昭和四十年四月一日から施行す る。）	（この政令は、昭和四十年四月一日から施行す る。）
（損害補償の経過措置）	（損害補償の経過措置）
1 この政令は、公布の日から施行し、この政令 による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補 償の基準を定める政令第一条、第六条第一項、 第四項、第五項及び第六項、第十一條、第十二 条第一項及び第三項、第十三條並びに別表第 二、別表第三及び別表第四の規定は、昭和三十 五年四月一日から適用する。	1 この政令は、公布の日から施行し、この政令 による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補 償の基準を定める政令第一条、第六条第一項、 第四項、第五項及び第六項、第十一條、第十二 条第一項及び第三項、第十三條並びに別表第 二、別表第三及び別表第四の規定は、昭和三十 五年四月一日から適用する。
（施行期日） 八号	（施行期日） 八号
附 則（昭和四一年七月一五日政令第二 号）	附 則（昭和四一年七月一五日政令第二 号）
（この政令は、公布の日から施行する。）	（この政令は、公布の日から施行する。）
（附則（昭和四四年四月一七日政令第九 号）抄）	（附則（昭和四四年四月一七日政令第九 号）抄）
1 この政令は、昭和四十一年八月一日から施行 する。）	1 この政令は、昭和四十一年八月一日から施行 する。）
（施行期日） 二号	（施行期日） 二号
（この政令は、公布の日から施行する。）	（この政令は、公布の日から施行する。）
第一条	第一条

(施行期日)	第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。
附 則 (平成六年一月二八日政令第三号) 抄	1 (施行期日) この政令は、平成七年一月一日から施行する。 2 (経過措置) 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定は平成七年一月一日以後において発生した事故に係る損害補償について、改正後の消防団員等公務災害補償等共済基法施行令の規定は同日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。
附 則 (平成七年三月二七日政令第八九号)	1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。 2 改正後の第二条第二項及び第四項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成七年七月二一日政令第二九号)	1 この政令は、平成七年八月一日から施行する。 2 改正後の第二条第二項及び第四項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄	1 (施行期日) この政令は、平成九年四月一日から施行する。 2 (経過措置) 改正後の第二条第二項及び第四項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成九年四月一一日政令第一四二号)	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 改正後の第二条第二項及び第四項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成一一年三月三一日政令第一五九号) 抄	1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。 2 改正後の第二条第二項、第六条の二第二項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成一二年三月三一日政令第一五九号)	1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。 2 改正後の第二条第二項及び第三項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇四号) 抄	1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。 2 改正後の第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成一二年三月三〇日政令第一一九号)	1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。 2 改正後の第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成一七年三月一八日政令第四七号) 抄	1 (施行期日等) 第二条 新令第二条第三項に規定する非常勤消防団員等(以下「非常勤消防団員等」という。)が公務により、若しくは消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年六月三十日以前に治つたとき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおけるこの政令による改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(以下「旧令」という。)第六条第一項又は第七項の規定による障害補償については、なお従前の例による。 2 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年七月一日からこの政令の施行の月の属する月の末日までの間に治つたとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者は当該障害の程度に変更があつたときにおける新
附 則 (平成一六年三月二六日政令第七一号) 抄	1 (施行期日) この政令は、平成十六年四月一日から施行する。 2 改正後の第二条第二項及び第三項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成一六年三月二九日政令第七〇号)	1 この政令は、平成七年八月一日から施行する。 2 改正後の第八条の二第一項の規定は、遺族補償年金のうち、平成七年八月一日以後の期間に係る分について適用し、同日前の期間に係る分については、なお従前の例による。
附 則 (平成八年三月二九日政令第七〇号)	1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。 2 改正後の第二条第二項及び第四項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成一〇年四月九日政令第一四三号) 抄	1 この政令は、平成十年一月一日から施行する。 2 改正後の第二条第二項から第四項まで、第六条の二第二項、第十一条及び別表第一の規定は、平成十年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成一〇年四月九日政令第一四三号)	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 改正後の第二条第二項から第四項まで、第六条の二第二項、第十一条及び別表第一の規定は、平成十年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成一四年三月一三日政令第四三号) 抄	1 (施行期日) この政令は、平成十四年四月一日から施行する。 2 改正後の第二条第二項及び第三項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
附 則 (平成一五年三月二八日政令第九六号)	1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。 2 改正後の第二条第二項及び第三項、第六条の二第二項並びに別表第一の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年二月二十四日政令第四 (経過措置)

(施行期日)
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 (この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令附則第三条第二項及び第五項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する。)

2 (この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する。)

(施行期日)
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第一条规定する「休業補償」という。並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第二号に規定する傷病補償年金（同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年三月二九日政令第五 (施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する「損害補償」という。並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償（以下この項において「傷病補償」という。）及び同条第六号イに規定する傷病補償年金（同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金及び同条第六号イに規定する傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(施行期日)
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二七日政令第六九 (施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金（同条第六号イに規定する傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償（以下この項において「傷病補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

階級	考		部長、班長	副分団長及び団員	団長及び副団長
	勤務年数	十 年未 満	十年 以上 二三十 年以 上	七〇	四〇
勤務年数	十 年未 満	十年 以上 二三十 年以 上	九〇〇	九、七九〇	一〇、六七
別表 補償基礎額表（第二条関係）				〇	〇

考
二 一の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算するものとする。

号) 附 則 (平成三〇年二月七日政令第二九
(施行期日)
は、なお従前の例による。